

市長

2020年度当初予算編成方針

1 本市の財政状況

本市の財政状況は、2019年度においては、市税収入及び普通交付税は当初予算額を確保できているものの、当初予算において財源不足を補うため、約5億円もの財政調整基金を取り崩している。また、市税収入については、平成30年度（2018年度）決算の市民一人当たりの金額は県内19市中17位と低位であり、財政基盤は脆弱である。

2020年度は、個人市民税、法人市民税、固定資産税で減少する見込みであり、市税総額は2019年度決算見込みに比べ約3億3,700万円（約5.4%）の減収と見込んでいる。また、地方交付税については、総務省の概算要求（地方財政収支の仮試算）と、須坂市における基準財政需要額の推計などを踏まえ、ほぼ前年並みと見込んでいる。

一方、歳出においては、今回の台風19号による被害を受け、災害からの早期復旧と、近年多発する未曾有の自然災害への備えを喫緊に行わなければならない。併せて、防災・減災対策への財政支援を国県へ要望していくとともに、県と県内市町村、特に今回の被災市町村との連携強化を検討していく必要がある。

また、会計年度任用職員制度導入に伴い1億6,000万円程度の増加が見込まれるほか、施設の老朽化による維持補修費、高齢人口の増加による扶助費（社会福祉費など）の増、介護給付費の伸びや後期高齢者医療受給者数の増による介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金の増加が見込まれ、学校給食センターの建設関連費用や須坂長野東インター周辺開発事業、長野広域連合の広域ごみ処理施設建設への負担などが必要となることから、引き続き既存事業の見直しを進めていく必要がある。

平成30年度（2018年度）決算では、財政の健全化判断比率である実質公債費比率（9.0%）は県内19市中、良いほうから14番目、将来負担比率（28.6%）は同11番目となっている。両比率とも早期健全化基準を下回っており、健全財政を維持しているものの、市税収入の減少、公債費や市債残高の増加、基金残高の減少により両比率とも上昇が見込まれる。また、経常収支比率は92.8%で19市の中で一番高く、財政が硬直化している。これは、市税収入等が少ないことが主な要因ではあるが、新たな市民ニーズや、今後の大型事業などの投資的経費に予算を配分するために、更なる経常経費の見直しが必要である。

2 予算編成にあたっての基本的な考え

(1) 2020年度における重点的な取り組み

第五次須坂市総合計画・後期基本計画〔2016-2020年度〕の計画最終年度として、後期重点プロジェクトである須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略〔2015-2019年度（2020年度へ延長予定）〕の目標達成を目指すほか、須坂市の現状及び国県の動向を踏まえ、次の事項を重点に取り組む。

- ア 須坂市まち・ひと・しごと創生総合戦略等の更なる推進
- イ 安心・安全なまちづくり（国土強靱化関連含む）
 - ・防災・減災対策（水害や土砂災害対策の強化）
 - ・公共施設老朽化への対応
- ウ 須坂 J A P A N創生プロジェクトの推進
- エ 学びを核とした人材（財）育成
 - ・子どもは宝プロジェクトの推進
 - ・信州型自然保育（信州やまほいく）の推進
 - ・児童生徒の海外との交流
- オ 須坂長野東インター周辺の開発
- カ 笑顔とあいさつの地域づくり

(2) 第五次須坂市総合計画・後期基本計画の仕上げの予算

2020年度は「第五次須坂市総合計画・後期基本計画」の最終年度であることから、須坂市の将来像として掲げた「一人ひとりが輝き、磨かれた『ほんもの』の魅力あふれるまち 須坂」の実現に向けて、後期重点プロジェクトをはじめ、後期基本計画の各施策の仕上げに取り組む。

(3) 安心・安全なまちづくりの実現を目指す予算

当市においても今回の台風19号により甚大な被害を受けたことから、防災・減災対策の強化は喫緊の課題として取り組まなければならない。特にソフト面では、今日までの貴重な経験が無駄にせず、今後活かせるよう各種計画の見直しなど「安心・安全なまちづくりの」の実現に向け、スピード感を持って取り組む。

(4) 市民ニーズへの対応と健全財政堅持の両立を図る予算

現在策定している2020-2022年度実施計画における財政見通しでは、市税、地方交付税ともに減少傾向であり、歳出においては、人件費（会計年度任用職員制度の導入など）、公債費、扶助費（社会福祉費など）、老朽化した施設の維持補修費、特別会計への繰出金が増加すると見込んでいる。

実際に、2020-2022年度実施計画においては、各課からの一般財源要求額に対して、実施計画事業に充当可能な一般財源が3年間で約50億円不足していることから、事業の内容を精査し、真に必要な事業を選択したうえで、さらに多額の基金を取り崩さ

ざるを得ない状況である。

少子高齢化の進展や生産年齢人口が減少していくなかで、何も手を打たなければ歳入は減少し歳出は過大となる。多様化する市民ニーズへ対応するため、使命を終えた事業の廃止等を積極的に行うことにより財源を生み出すことや、実施する事業に優先順位を付け、費用対効果の高い事業を実施することにより、財政の体質改善にこれまで以上に取り組み、健全財政を堅持していかなければならない。

(5) 時代認識等を具体化する予算

「税や保険料を負担する人が減り、サービスを必要とする人が増える」という社会の到来を受け、地域づくり市民会議等において、市民に説明してきた次に掲げる市の時代認識等を踏まえたうえで、予算編成を行う。

◇市民との共創、自助、公助を明確化。

◇将来世代に負債を負わせないで、持続的発展を須坂市がするために、「求める」から「分かち合い(愛)、譲り合い(愛)、与え合い(愛)」の社会の実現。

◇真に必要とされる事業の実施と施設の整備。あれば便利だが、なくても大きな支障のない我慢のできるものは十分検討。

◇新しいものよりも、今あるものを大切にし、磨く。施設の長寿命化、維持管理の時代。

◇既存施設の活用、観光振興の連携、行政施策の運営など、一層の広域連携が大切になる一方、本格的な地域間切磋琢磨の時代。

3 経済情勢と地方財政の見通し

(1) 経済の状況

政府の9月の月例経済報告においては、景気の基調判断を2019年7月以来「景気は、輸出を中心に弱さが続いているものの、緩やかに回復している」とし、GDPの約60%を占めるといわれる個人消費についても、「持ち直している」としている。先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」としている。

また、関東財務局長野財務事務所が7月末に発表した「最近の県内経済情勢」においても、個人消費の緩やかな回復、雇用情勢の改善など、「県内経済は、生産活動の一部に弱い動きがみられるものの、緩やかに回復している」とされており、先行きについては、雇用環境の改善が続くなかで、海外経済の動向などを注視する必要があるが、各種政策の効果により、「回復していくことが期待される。」とされている。

市が実施した4月～6月期の企業動向調査(市内製造業104社)の結果では、業況判断指数DIの平均がマイナス16.5ポイントで、前期調査結果(1月～3月 マイナス24.4ポイント)と比較して7.9ポイント好転している。

(2) 国の財政

政府は、6月21日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2019の中で、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、新経済・財政再生計画を着実に推進することとし、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、経済再生が財政健全化に貢献し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与することで、経済と財政の一体的な再生を目指すとしている。

なお、消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、来年度予算においても適切な規模の臨時・特別の措置を講ずるとしている。

(3) 地方財政

総務省は、令和2年度（2020年度）地方交付税の概算要求の考え方として、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和元年度（2019年度）地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。なお、この概算要求は仮置きの数であり、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとされており、自主財源の乏しい本市では、今後の国の予算編成及び地方財政対策の動向等によっては、更に厳しい財政運営を強いられる可能性もある。

4 予算要求にあたっての留意事項

(1) 予算要求の観点

- ア 第五次須坂市総合計画・後期基本計画に沿った要求。
- イ 共助・自助を基軸に含めた市民との協働とその視点。
- ウ 固定概念・先入観の打破。「できないではなくできる方法」を考える。
- エ 自治体間、市民団体などとの連携、情報の共有による相乗効果。
- オ 付加価値の増。「働き一両、考え五両（※）」の精神。
- カ 緊急性、必要性、費用対効果などを考慮した優先順位。
- キ 職員のワークライフバランスが実現するよう事業量の見直し。
- ク 工夫した予算編成（ゼロ予算の推進など）。

(※)一の努力は一の成果しか生まないが、アイデアを持って一の努力をすれば五の成果が出る。

(2) 収支均衡型の財政構造の確立

ア 歳入の確保

- (ア) 「須坂市市税等滞納整理推進本部」において設定された目標値の達成に向け市税等の徴収対策の強化を推進し、収納額の向上を図ること。また法令、条例等に基づき適正な債権管理に努めること。

- (イ) 市有財産の有効活用に努めるとともに、今後活用見込のない財産の洗い出しを進め、積極的に処分すること。
- (ウ) 財政課と担当課で研究を行い、国・県の制度の的確な把握や公募型事業などの各種助成制度などを積極的に活用し、「徹底した」財源の確保を図ること。なお、民間企業からの提案については、提案内容を積極的に検討すること。
- (エ) わずかであっても、広告料収入など新たな自主財源の開拓に取り組み、予算に反映すること。
- (オ) 後年度の過重な財政負担とならないよう、市債の活用については慎重に検討すること。なお、交付税措置のない市債は活用しない。

イ 歳出の改革＝「最少の経費で最大の効果」

- (ア) 真に必要性、緊急性の高い事業かを原点に帰って再考し、厳選すること。また、事業の優先順位をつけて、予算配分の重点化、効率化を推進すること。
- (イ) 行財政改革を率先して行う勇気をもって、サマーレビューで決定した事項以外にも、積極的な事業の廃止、縮小及び業務の外部委託を推進すること。（事業を廃止・縮小した場合に誰が困るのか、市がやらなければいけないのか、市以外の者が実施したほうが成果が上がるのではないのか、従来からのやり方でよいのかなどを検証）
- (ウ) 財政の健全化には経常経費の検証が不可欠である。人件費、物件費、補助費などの経常経費についても、見直しと効率化による削減を行うこと。
- (エ) 時間外勤務時間の削減については、「部局内枠配分方式」により引き続き取り組むこと。また、正規職員はもとより会計年度任用職員（嘱託職員・臨時職員）についても、業務内容や仕事の進め方の見直しによる業務の効率化、雇用時間の削減を図ること。
- (オ) 嘱託職員・臨時職員については、会計年度任用職員制度の導入により人件費が増加することから、事務の抜本的見直しを行い、任用する会計年度任用職員の人数等について、これまで以上に精査し最低限の配置とすること。
- (カ) 旅費・需用費及び郵便料・電話料、機器賃借料のうちコピー代については、引き続き枠配分とする。その他の経常経費も含め、不足が生じた場合には部内で調整すること。なお、燃料費、電気料等については、消費総量の抑制を図りながら、適正に見積もること。
- (キ) 市債同様、債務負担行為の設定は慎重に行うこと。

(3) 新規・拡大事業の取り扱い

新規・拡大事業の要求については、原則として、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を必要とし、新規・拡大事業に係る一般財源は、廃止・縮小事業における一般財源総額の範囲内とすること。なお、課内での調整が困難な場合にあっては部内での調整を行うこと。また、新規事業については、事業の目的、事業の目標、事業の終期を設定し、目標を達成した場合には事業を終了すること。

(4) 特別会計・企業会計

特別会計、企業会計については、一般会計に準じ、歳入の確保と経常経費の削減を図る中で編成すること。

(5) その他

ア 事業目的、達成目標、費用対効果を見据えて計上すること。

イ 国の「地方創生」の推進に向けた取り組みや、国土強靱化、防災・減災対策の推進、人づくり改革、働き方改革などの取り組み、令和元年度（2019年度）補正予算編成など、国・県に対する積極的な情報収集に努めること。

ウ 国・県の動向を注視し、新たな事務事業が発生するものにあっては、その必要性について十分検討するほか、廃止又は縮小となる補助事業については、安易に市単独事業として継続せず事業を廃止又は縮小すること。

エ 条例改正等で予算を伴うものについては、改正と同時に予算計上すること。

また、単年度で終了するものを除き、要綱等が整備されていない補助金については、予算計上と同時に法規担当者との協議・調整のうえ整備すること。

オ 公共施設の維持管理については、須坂市公共施設等総合管理計画により、効率的な活用と経費の節減に努めること。なお、事業の民間委託、公共施設の民間移譲や指定管理者制度の導入についても検討を行うこと。また、指定管理者制度における委託料の増額要求があった場合には、本当に見直しが必要な理由があるか十分精査を行い、管理者との協議を整えた上で予算計上すること。

カ 市の予算が地域経済の活性化にも繋がることから、市内企業への発注や早期の予算執行について、予算編成の段階から意識すること。

キ 市民要望の多様化に伴い、関係部課間の調整を要する施策については、必ず計画段階から緊密な連絡調整を行い一層の事業効果の向上を図ること。

以上の方針を十分理解され、別紙「予算編成要領」により予算編成に努められたい。

以上、財務規則第9条の規定により通知する。